

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年12月6日（水）午後3時00分～午後3時50分
2. 開催場所 大和高田市役所 5階会議室6
3. 出席委員 農業委員（12名）推進委員（4名）

農業委員	氏 名	農業委員	氏 名	推進委員	氏 名
1	吉井己容子	8	上田美加子	1	奥本 正嗣
2	中江 彰	9	梅田 昌宏	2	鬼頭 淳悟
3	小川 隆興	10	西川 達也	3	松村 謙三
4	本郷 保則	11	田口美智雄	4	米田 博明
5	前田 全計	12	吉岡 重治		
6	欠 員	13	弓場 一郎		
7	植嶋 滋継				

4. 欠席委員 （0名）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による申請について

議案第3号 経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 その他

1) 農地形状変更申請について

2) 生産緑地に係る主たる従事者証明について

3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

4) 使用貸借権の消滅について

5) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について

報告第2号 公売に関する申請について

6. 農業委員会事務局職員 事務局長 中川 徹 農地係長 松村高宏

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から12月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員12名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は4名全員出席頂いております。

（会長あいさつ）

それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。

私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に12番・吉岡副会長と

1 番・吉井委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の中川局長と松村係長を指名しますので、よろしくお願い致します。

それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議案第1号を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願い致します。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買により所有権を移転する申請でございます。

番号1番、申請地、大字勝目105番(畑)529㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。場所は、調査順序表第4番目、近鉄浮孔駅より北西に約250mのところでございます。

番号2番、申請地、大字松塚376番1(田)884㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。場所は、調査順序表第5番目、ローソン大和高田松塚店より北西に約50mのところでございます。

番号3番、申請地、大字大中176番6(田)351㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権移転で、申請理由は規模拡大のためでございます。場所は、調査順序表第6番目、美芸学園の西隣でございます。

以上、議案第1号につきましては、3件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、譲受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。

次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、従前どおり、周辺の農家団体とも協力し行うとのことです。農業上の総合的利用には、支障はないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議案第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 ご質問等ないので採決致します。それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による申請について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は、許可することに決定致します。

続いて、議案第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による申請について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地につき権利移転を行い、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字西坊城267番7(田)416㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、庭先用地及び青空駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、出簡易郵便局より南西に約230mのところでございます。申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字勝目9番(田)1,108㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、青空駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、近鉄浮孔駅より南東に約200mのところでございます。なお、本件申請地は、令和3年より国土交通省が公共一時転用を行い京奈和自動車道工事の資材置場として利用していましたので、すでに地上げされ土地造成が行われた状態です。本来であれば国土交通省が農地に復元して所有者へ返還するところですが、所有者へ返還後すぐに転用し駐車場として利用したいとのことで、県の担当部署とも相談の上、農地へ復元しないまま転用申請を受理したものです。申請に伴う書類等は具備致しております。

番号3番、申請地、大字秋吉153番1(田)2,573㎡、同じく大字秋吉153番4(田)5.05㎡、譲受人、譲渡人は表記のとおりです。売買による所有権の移転で、一戸建専用住宅9戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、秋吉池より南東に約250mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

以上、議案第2号につきましては、3件の申請でございます。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長

それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。

番号1番、西坊城の転用申請ですが、現況は畑の状態です。周囲の状況は、西側は道路、南側は道路と雑種地、北側は宅地、東側は宅地と畑です。道路の高さまで土が入った状態で、整地して利用されます。汚水の発生はなく、雨水は勾配をつけ南側道路の側溝に排水されます。隣接農地の所有者や西坊城水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。

番号2番、勝目の転用申請ですが、現況は、京奈和自動車道と高田バイパスとのジャンクション工事のための資材置場として利用されていたため、地上げされ土地造成された状態です。転用後も現状のまま使用されます。周囲の状況は、東側は農地、西側は宅地、南側は道路、北側は里道です。汚水の発生はなく、雨水は申請地内の北側に雨水を貯留できる部分が設けられており、そこから北側の里道と農地を介して排水されます。北側農地の所有者から雨水排水の同意を得られます。隣接農地の所有者と勝目水利組合からの同意も得ています。周囲への被害はないものと思われます。

番号3番、秋吉の転用申請ですが、現況は休耕されております。周囲の状況は、東側と西側は農地、北側と南側は道路です。土砂流出のないよう周囲に鉄筋コンクリー

トとコンクリートブロックで擁壁を設けて盛土をして造成されます。汚水は各戸に浄化槽を設けて北側水路に排水され、雨水は新設の調整池を経て北側水路に排水されます。隣接農地の所有者と秋吉水利組合からの同意を得ています。周囲への被害はないものと思われます。

以上、3件、農地部会としては、妥当な申請であろうという審議結果でした。
ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。

番号1番、西坊城の転用申請の農地区分につきましては、申請地が近鉄浮孔駅より1km内に位置し、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金を自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約1ヶ月で完成予定とされており確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号2番、勝目の転用申請の農地区分につきましては、申請地が近鉄浮孔駅より300m内に位置し、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金を自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書が添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、現状のまま利用いたしますので、整地するための約1週間で完成予定とされており確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

番号3番、秋吉の転用申請の農地区分につきましては、申請地が宅地化面積の割合が40%を超える街区内に位置することから、第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金を自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可後すぐに着工し、約2年で完成予定とされており確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。

以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議案第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。

議案第2号、農地法第5条の規定による申請について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は、妥当な申請であると意見を付して県へ送付することに決定致します。

続いて、議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局

議案書 2 ページをお願い致します。2 ページから 4 ページまでにわたり、議案第 3 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、農業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。農業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号 1 番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりで、なら担い手・農地サポートセンターを介しての設定です。設定する農地、大字根成柿 242 番 1 (田) 1,284㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和 16 年 1 月 31 日までの約 10 年間でございます。

整理番号 2 番、設定を受ける者、設定する者は表記のとおりで、なら担い手・農地サポートセンターを介しての設定です。設定する農地、大字根成柿 310 番 1 (田) 1,169㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、野菜を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和 16 年 1 月 31 日までの約 10 年間でございます。

整理番号 3 番から 15 番までは、同一の受け手であり、すべて更新ですので省略して説明させていただきます。設定を受ける者、設定する者は表記のとおりで、設定する農地、大字出 41 番 2 外 29 筆、地目はすべて田で、面積は合計で 31,641㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市公告日翌日から令和 8 年 11 月 30 日までの約 3 年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 1 号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第 2 号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の農業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きまので、ご審議よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。
(なしの声あり)

議長

なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。
それでは、議案第 3 号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 3 号は、農業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

続いて、議案第 4 号その他の 1 番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局

議案書 5 ページをお願い致します。議案第 4 号その他の 1 番、農地形状変更申請について説明を致します。

番号1番、大字池田293番1(田)1,578㎡の内1,430㎡、申請人は表記のとおりです。場所は、調査順序表第7番目、高田西中学校より北へ約300mのところ
以上、農地形状変更申請の承認につきましては、1件の申請で、書類等は具備されております。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、続いて農地部会でご審議頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願いします。

部会長 それでは報告させていただきます。

番号1番、池田の申請です。田として使用していたところに盛土をし、畑として利用したいために申請されました。隣地農地に土砂が流出しないよう東側と西側の境界から70cm程度は盛土をせずに水路として使用し、残りの部分に約20cm程度盛土されます。季節ごとの野菜を栽培する計画です。隣接農地の所有者から同意を得ており、周囲に影響はないものと思われまゝす。妥当な申請であろうという審議結果でした。

以上、報告いたします。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 それでは、農地部会長並びに事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問ないようですので採決致します。

それでは、議案第4号その他の1番、農地形状変更申請について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号その他の1番、農地形状変更申請については承認することに決定致します。

議 長 次に議案第4号その他の2番を議題と致します。事務局より説明願います

事務局 議案第4号その他の2番、生産緑地に係る主たる従事者証明について説明致します。本件は、事務処理規程に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされています。これは、市の都市計画課に申請されます生産緑地の買取り申出申請の書類の一部として、この証明の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出地、大字池田530番1(畑)494㎡、同じく大字池田554番(田)909㎡、申出者と買取り申し出事由の生じた者は、表記のとおりです。申出事由は、疾病のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和5年11月27日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また買取り申出農地が現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作できる状況であること、さらに地元農家支部長さんへの照会により、以前は本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。

以上の審査の結果、記載内容どおり、生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

議 長 ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議案第４号その他の２番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第４号その他の２番については、証明書を交付することに決定致します。次に、議案第４号その他の３番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書６ページをお願い致します。議案第４号その他の３番、相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明致します。本件は、租税特別措置法第７０条の６の規定の適用を受けるため、証明の願い出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号１番、所在地、大字田井１６０番１（田）１,０２３㎡、同じく１９２番１（田）１,８３０㎡、同じく２５０番１（田）１,２１８㎡、大字出３２番（田）１,２５５㎡、相続人、被相続人は表記のとおりです。すべて所有権の相続です。

番号２番、所在地、大字曾大根４８４番１（田）２１０㎡、同じく５９３番２（田）９２３㎡、曾大根二丁目５９３番１（田）１,８３６㎡、同じく６１４番（田）１,７６６㎡、同じく６１９番４（田）２,１４５㎡、甘田町６３５番１（畑）２,５８５㎡のうち持分１／７、相続人、被相続人は表記のとおりです。すべて所有権の相続です。

以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により令和５年１１月２７日に現況が適切な農地であり、以前より相続人が耕作されていることの実事確認を致しましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご承認を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願いします。

（なしの声あり）

議 長 ご質問などがありませんので採決致します。それでは、議案第４号その他の３番について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第４号その他の３番、相続税の納税猶予に関する適格者証明について承認することに決定致します。続いて、議案第４号その他の４番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議案第４号その他の４番、使用貸借権の消滅について説明いたします。

番号１番、解約する農地、大字池田２９３番１（田）１,５７８㎡、借受人、貸出人は表記のとおりです。理由は規模縮小のためでございます。この案件は、議案第４号その他の１番、農地形状変更申請の申請地でございます。

以上、利用権設定による使用貸借契約の消滅については、１件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

- 議 長 質問がないようですので、議案第4号その他の4番、使用貸借契約の消滅については、通知を受理するものと決定致します。
- 続いて、議案第4号その他の5番、専決処分の報告、報告第1号を議題と致します。事務局から説明願います。
- 事務局 議案第4号その他の5番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について説明致します。
- 本件は、事務処理規程に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和5年10月26日から令和5年11月24日までの受付分でございます。
- 番号1番、転用届出地、東三倉堂町491番5（田）330㎡、申請人は表記のとおりです。青空駐車場への転用届出であります。令和5年11月2日に確認委員の鬼頭委員に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。
- 以上、1件の専決処分の事後報告でございます。
- 議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、この件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
- （なしの声あり）
- 議 長 ただ今の事務局からの説明をもちまして、報告第1号は、委員の皆様への報告とさせていただきます。確認委員の鬼頭委員、お忙しい中ご確認いただきありがとうございます。
- 次に報告第2号を議題と致します。事務局からの説明をお願いします。
- 事務局 議案第5号その他の2番、専決処分の報告について、報告第2号 公売に関する申請について説明させていただきます。10月委員会の案件で、農地の公売に対する買受適格証明の交付と、その交付を受けた者が公売で最高価買受申出人となり農地法第3条の許可申請書を提出した場合に専決処分にて許可書を交付することにつき、ご承認をいただきましたが、本件は、その専決処分の報告でございます。
- 番号1番、申請地、大字市場574番1、登記地目（田）、現況（畑）647㎡、申請人は表記のとおりです。公売による所有権の移転でございます。
- 以上、報告第2号につきましては、1件の専決処分の事後報告でございます。
- 議 長 報告第2号について、事務局より報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。
- （なしの声あり）
- 議 長 ご意見ご質問ないようですので、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。
- 議案審議につきましては、以上でございますが、その他何かございませんか。
- （なしの声あり）
- 議 長 ないようですので、これで12月の定例委員会を終了いたします。
- 委員の皆様方、大変ご苦勞様でした。
- 続きまして、事務局より連絡事項等ございましたらお願いいたします。

議事録は、農業委員会等に関する法律第33条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 弓 場 一 郎

署名委員 吉 岡 重 治

署名委員 吉 井 巳容子